

役員報酬規程

令和5年4月1日制定

(総則)

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、役員報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員は無報酬とする。

2 定款第20条第1項に規定する理事を常勤させるときは、前項の規定にかかわらず報酬等を支給することができる。

3 前項に規定する報酬等の額は、月額1万円を上限とし、理事会において定める。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は総会において行う。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。